

仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〔改定版〕中間案に係る 市民意見募集結果と当該意見に対する市の考え方（案）について

1 パブリックコメント・地域説明会等の結果

（1）パブリックコメント

時 期 平成 22 年 7 月 28 日（水）～9 月 8 日（水）
件数等 意見提出者数 26 名，延べ意見数 63 件

（2）地域説明会

時 期 平成 22 年 8 月 9 日（月）～9 月 2 日（木）
件数等 各区・宮城地区・秋保地区 7 箇所，参加人数計 222 名（うち意見提出者数 44 名），
延べ意見数 54 件

（3）クリーン仙台推進員交流会における説明

時 期 平成 22 年 8 月 10 日（火）～8 月 31 日（火）
件数等 各区 5 箇所，参加人数計 242 名
※ 説明会開催時に意見提出はなかったが，パブリックコメントにて 5 名程度提出

説明会等参加人数・パブコメ意見提出者数合計 490 名（うち意見提出者数のみ 70 名）
延べ意見数 117 件

2 市民意見の分類

- （1） 計画全体に関するもの（9 件）
- （2） 生活ごみに関するもの（74 件）
- （3） 事業ごみに関するもの（6 件）
- （4） 市民・事業者・市の連携等に関するもの（18 件）
- （5） その他（10 件）

3 市としての対応

審議会終了後，仙台市ホームページで公表する。

4 市民意見と市の考え方（案）

（１） 計画全体に関する意見（９件）

意見	資料３の 該当ページ等	市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 100 年後，200 年後に向かって第一歩を踏み出す気持ちで，計画の検討をお願いしたい ・ 世界に誇れる計画にして欲しい ・ 計画の内容について賛成 ・ 県内自治体の先進となるよう努力して欲しい ・ 10 年間で解決する課題・施策を具体化して欲しい ・ 分かりやすいキャッチフレーズを検討すべきではないか 	<p>【Ⅰ 3・ 4】 3～10 ページ</p> <p>【Ⅱ 1】 11 ページ</p> <p>【Ⅱ 3】 13 ページ</p> <p>【Ⅱ 5】 16 ページ</p> <p>【Ⅱ 6 (3)①】 21 ページ</p>	<p>改定計画では，「今後の 10 年，100 年を見据え，私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し，更なる資源循環を進めるなど，自然環境や地球環境に配慮した真に持続可能な社会づくりを進める」ことをⅡ 1 の「基本的な考え方」に示し，改定作業を進めてまいりました。</p> <p>Ⅰ 3において，「現行計画を総括」し，Ⅰ 4において，「今後の課題」を明示しながら，新たに「燃やすごみの量」をⅡ 3 の「基本目標」に据え，Ⅱ 5 の「低炭素都市づくり」の取り組みを進めることとしております。また，Ⅱ 6 の「実施・検討すべき施策」において，施策を実施するに当たっては，「実践につながりやすい広報・啓発事業を展開」することとしております。</p> <p>いただいたご意見は，今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ これ以上のごみ減量・リサイクル推進は困難ではないか ・ 今後は具体的な方法も加えていくべき ・ これから更にごみ減量を進めるためには，これまでの方法によるほか，更に別の方法が必要ではないか 	<p>【Ⅰ 3 (5)】 7 ページ</p> <p>【Ⅱ 6 (1)①・②，(3)②】 17・18，21 ページ</p>	<p>改定計画のⅠ 3 の「現行計画の総括」で記述しているとおり，依然として家庭ごみ・事業ごみ中にリサイクル可能な紙類などが混入している実態を把握しております。</p> <p>更なるごみ減量・リサイクル推進に向けて，Ⅱ 6 の「実施・検討すべき施策」の中では，施策の具体的な方向性として，分別排出などへの「認知度が低いと考えられる若年層に対し，具体的な行動に結びつきやすい広報や普及啓発に努める」こと，「認知度が低いと考えられる中小事業者に対し，再生可能な紙類の分別指導を行う」こと，「地域と連携し，排出実態の把握などにより明らかとなった地域の課題の解決に努める」こと，「実践につながりやすい情報提供に努める」ことなどと記述しております。</p>

（２） 生活ごみに関する意見（74 件）

① 不適正排出・不法投棄対策等に関する意見（30 件）

意見	資料３の 該当ページ等	市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正排出の指導を徹底するとともに，仕組みづくりも検討して欲しい（2 件） ・ ごみ集積所の利用を市民届出制にするなど，事業ごみのように，家庭ごみ 	<p>【Ⅱ 6 (1)①，(3)④】 17，21 ページ</p>	<p>改定計画では，ごみ集積所における不適正排出対策に係る仕組みづくりなどについて，「地域と連携して，不適正排出対策を実施」し，「地域課題の把握に努め，その課題の解決に向けた施策や事業の実施を検</p>

<p>についても排出者責任を明確にすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出ルール違反に対する姿勢が甘い ・ごみ袋に排出者氏名を記名させるべき ・ルール違反のごみまで回収すると、排出マナーが向上しない ・ルール違反のごみは回収せず町内会などに処理をさせるべき ・ごみ袋の中を開けることは違法と言われた。次の収集まで待ってられないので入れ直しをするが、町内会の役員ばかりが大変だ。 ・町内会長，町内会役員，クリーン仙台推進員に，不適正排出物や不法投棄物の開封調査権限を与えて欲しい ・集積所はパトロールの対象ではないのか。ごみ袋を開けることができないので，大変苦労している 		<p>討」することとしておりますが，これまで以上に地域に入り，地域ごとの課題を把握し，積極的に対応してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の管理人や住民に対して，ごみ分別の周知に努めて欲しい（6件） ・アパート，集合住宅に係るごみ問題に困っており，長期的な視点から，子どもや若者への周知，モラル育成に努めて欲しい ・大学等の新入学オリエンテーション時に，ごみの出し方等について説明する時間を確保すべき（2件） ・缶・びん・ペットボトル等の出し方についての注意喚起や啓発のポスターを配布すべき ・集積所で使用する表示板について，環境事業所まで取りに行く以外に，配布して欲しい ・集積所に金物類などの不燃ごみがそのまま出されていることがあり，対応に困っている ・引越し時に何でもごみに出してしまう人がいる ・不適正排出物を確認し，その状況を回覧板で周知している ・ごみはどこの集積所に出してもいいのか。町内会の班ごとに管理しているが，関係のない人が捨てていくことがある ・路上集積所を可能な限り少なくするべき 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①，(3) ①～③】 17，21 ページ</p>	<p>ごみ集積所における不適正排出対策については，これまでも同様のご意見をいただいております。それぞれの実態に応じた事業や対応などを行ってまいりました。</p> <p>改定計画では，「分別・不適正排出対策の徹底」，「実践につながりやすい広報・啓発事業の展開」，「地域課題の解決に向けた取り組みの推進」などによって，不適正排出対策を徹底していくこととしております。</p> <p>具体的には，認知度が低いと考えられる若年層に対する働きかけや子どもたちへの教育などに取り組むとともに，これまで以上に地域に入り，実態を把握し，これにより明らかとなった地域の課題の解決に取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの敷地にごみを捨てていく人がいる ・不法投棄防止対策を徹底するべき 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>不法投棄対策については，これまでも同様のご意見をいただいております。それぞれの実態に応じた事業や対応などを行ってまい</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄はどの地区でも問題になっている ・不法投棄のパトロールを行っている場所を教えて欲しい 		<p>りました。</p> <p>改定計画では、「地域と連携して、不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置や休日パトロールなどを実施し、その実施について、効果的に広報する」こととしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き不法投棄対策を徹底してまいります。</p>
--	--	---

② 生ごみ・緑化ごみの減量・リサイクル推進等に関する意見（16件）

意見	資料3の該当ページ等	市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクルを推進すべき（5件） ・生ごみの堆肥化を推進すべき（2件） 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>改定計画では、生ごみの減量・リサイクルの推進について、「食材を計画的に購入し無駄なごみを出さないこと、食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めるなど、リデュースに配慮した行動を求めていくとともに、乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型のリサイクル事業を推進する」こととしております。さらに、「大学などと連携し、生ごみなどのリサイクル手法を検討していく」こととしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、資源循環都市づくりを進める観点から、その手法を引き続き検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクル施設（バイオエタノール製造施設等）を建設するべき ・先進的な生ごみ処理機が開発された際には補助金支給対象として欲しい ・生ごみ堆肥化容器に使用するEM菌の購入費用の助成制度があるとよい ・生ごみ処理機で処理できないもの（トウモロコシやタケノコの皮など）を「バイオごみ」として都心部に回収拠点を設けるなどして回収して欲しい ・マンション等集合住宅への取り組みとして、ベランダ緑化と生ごみ減量を組み合わせた取り組みが重要ではないか 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>改定計画では、生ごみの減量・リサイクルの推進について、「食材を計画的に購入し無駄なごみを出さないこと、食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めるなど、リデュースに配慮した行動を求めていくとともに、乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型のリサイクル事業を推進する」こととしております。さらに、「大学などと連携し、生ごみなどのリサイクル手法を検討していく」こととしております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝等のリサイクルを推進するべき（2件） ・家庭の雑草と落葉の堆肥化は、市の主導及びNPOの技術指導等により推進するべき 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>改定計画では、剪定枝などのリサイクルの推進について、「大学などと連携し、剪定枝などのリサイクル手法を検討していく」こととしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、資源循環都市づくりを進める観点から、その手法を引き続き検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一時期に大量に発生する剪定枝は、自己搬入した際には無料とするべき 	<p>—</p>	<p>いただいたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

③ 紙類の減量・リサイクル推進等に関する意見（10件）

意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・紙類の分別は地域による温度差が見受けられるため、継続的なPRが重要ではないか ・紙類の分別方法が分かりにくい。実際の行動につながる広報をして欲しい ・個人情報の記載がある紙類（はがき等）の分別が分かりにくい ・紙類の分別については、プライバシーに配慮し、あえて家庭ごみにしている人も多い ・紙類定期回収の回収頻度を増やすべき ・現在の分別方法のままでは紙類定期回収量は増えない。抜本的な回収体制の改善が必要ではないか ・紙類定期回収の収集効率を向上させるべき ・紙類専用の回収袋を用意してはどうか ・シュレッダー処理紙のリサイクルを考えて欲しい ・半分以上新聞紙などを入れている家庭ごみの袋は、家庭ごみとして回収するべきではない 	<p>【II 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>紙類の減量・リサイクルの推進については、「家庭ごみ中に再生可能な紙類が約25%混入」している実態を把握しており、今後の最も重要な課題の一つと認識しております。</p> <p>改定計画では、分別排出などの「具体的な行動に結びつきやすい広報や普及啓発に努めていく」とともに、今後の回収量の推移を把握しつつ、より効果的・効率的な「収集体制のあり方などについて、検討していく」こととしております。</p> <p>なお、プライバシーへの配慮から個人情報が記載されている紙類が一定程度家庭ごみに排出されることはやむを得ないものと考えております。</p>

④ その他生活ごみの減量・リサイクル推進等に関する意見（18件）

意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックであれば、容器包装と限定せずに、全て分別回収すべき（2件） 	<p>【II 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>改定計画では、「市民が取り組みやすい分別排出に向けた制度改正について、国や事業者に対し、引き続き要望していく」こととしております。容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装と合わせてリサイクルが可能となるよう制度見直しを引き続き要望してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、同じ原料で製品を製造・加工するなど、減量推進に協力させることはできないか ・プラスチックのボトルや食品トレイにデポジット制度を設けてみてはどうか 	<p>【II 6 (1) ②】 18 ページ</p> <p>【II 6 (1) ②】 に追記</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「製造者等が資源を有効かつ大事に利用するとともに、廃棄時にリサイクルしやすいなどの環境に配慮した商品の開発やサービスの提供をするよう引き続き啓発を行っていく」ことについて、中間案に記述を追加します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・分別したプラスチック製容器包装がどのようにリサイクルされているか周知するべき 	<p>【II 6 (3) ①】 21 ページ</p>	<p>市民のごみ減量・リサイクル推進の関心や理解を更に深めるため、「より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供」に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小物金属を分別回収してはどうか ・化粧品びんのリサイクルを検討してはどうか 	<p>【II 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>現在は家庭ごみとして排出している品目の中には、今後の制度改正や技術の進展などにより、リサイクルが可能となることも</p>

		<p>考えられます。また、「拡大生産者責任の考え方を踏まえ、事業者による自己回収・リサイクル」される品目が増加することも考えられます。</p> <p>今後も適正かつ効率的にリサイクルされる仕組みづくりを検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルについて、フタやラベルがついたものは回収しないようにするべき ・粗大ごみの出し方がよく分からない。無料の排出日を設けても良いと思う 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>ごみと資源の分け方・出し方について、引き続き周知してまいります。</p> <p>なお、本市では、粗大ごみの収集は事前申し込みにより、概ね2週に1度の収集日を設け、戸別有料収集を行っておりますが、ご都合が合わない場合には、有料の臨時ごみ収集もご利用いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日常の暮らしの中でのごみ減量・リサイクル推進の取り組みを明確化するべき 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①, (3) ①】 17, 21 ページ</p>	<p>改定計画では、「食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めるなど、ごみの発生抑制をはじめとしたごみ減量・リサイクル推進に配慮した行動」を求めていくなど、「市民・事業者の関心や理解を更に深めるため、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供」に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみに出すことになっているものの中に、まだ再利用できるものがあるのではないか 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>現在、家庭ごみ中には、リサイクル可能な紙類やプラスチック製容器包装の資源が約4割混入しております。</p> <p>改定計画では、「具体的な行動に結びつきやすい広報や普及啓発に努めるとともに地域と連携し、排出実態の把握や排出ルールの徹底に努めていく」こととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の抑制について、仙台市が先頭に立って取り組んで欲しい 	<p>【Ⅱ 6 (1) ①】 17 ページ</p>	<p>改定計画では、「簡易包装を推進することなど、資源を有効かつ大事に使うことについて、引き続き啓発する」こととしており、引き続き簡易包装の推進に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ等有料化に係るリバウンド対策を実施するべき ・10年間の計画期間中に、指定ごみ袋の値上げはあるか ・缶・びん・ペットボトル等は今後有料化の対象になるのか 	<p>—</p>	<p>平成20年10月から実施した家庭ごみ等有料化におきましては、現在も減量効果を維持しておりますが、現行制度におけるごみの排出状況などを注視しつつ、減量効果の持続や更なる減量推進に向けた対応を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所の整備について、予算化するべき（2件） ・ごみ集積所のカラス対策をするべき 	<p>【Ⅱ 6 (3) ②, ④】 21 ページ</p>	<p>改定計画では、「不適正排出などの地域の課題の解決に向けた取り組みを推進」し、「地域課題の把握に努め、その課題の解決に向けた施策や事業の実施を検討していく」こととしており、具体的な施策・事業を今後検討してまいります。</p>

(3) 事業ごみに関する意見 (6件)

意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方 (案)
<p>・食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者に対し、リサイクル推進を徹底すべき</p>	<p>【II 6 (1) ②】 18 ページ</p>	<p>改定計画では、生ごみの減量・リサイクルの推進については、「食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づくごみ減量・リサイクルの取り組みやリサイクルループの構築などを求めていく」こととしております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>・事業ごみの集積所排出について、指導すべき</p>	<p>【II 6 (1) ②】 18 ページ</p>	<p>生活ごみ集積所への事業ごみの不適正排出対策については、これまでも同様のご意見をいただいております。個別の対応などを行ってまいりました。</p> <p>改定計画では、生活ごみ集積所への不適正排出については、「地域との連携により、実態を把握し、指導する」こととしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き不適正排出対策を徹底してまいります。</p>
<p>・公園などの公共施設の落葉を堆肥化するべき</p>	<p>【II 6 (1) ②】 18 ページ</p>	<p>改定計画では、「廃棄物系バイオマスのリサイクルの促進のあり方などを検討する」こととしております。</p> <p>なお、公園の樹木や街路樹などの本市から排出される剪定枝葉などについては、仙台市堆肥化センターでリサイクルしております。</p>
<p>・中小事業所が協力して紙類を回収・リサイクルする仕組みに補助金等支援をするべき</p>	<p>【II 6 (1) ②】 18 ページ</p>	<p>改定計画では、「排出事業者のごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが評価・優遇される仕組みづくりなどを検討する」こととしており、具体的な施策・事業を今後検討してまいります。</p>
<p>・市からの配布物はできる限り両面印刷にするなど、少なくする工夫をするべき ・学校で使用した教科書やノートなどもなるべくリサイクルするべき</p>	<p>—</p>	<p>本市においては、「新・仙台市環境行動計画」に基づき、両面印刷やリサイクルの推進などに努め、環境行動を継続的に実施することとしておりますが、引き続き本市の環境行動に関する情報を市民に分かりやすく提供してまいります。</p>

(4) 市民・事業者・市の連携等に関する意見 (18件)

意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方 (案)
<ul style="list-style-type: none"> ・ これからの課題に記載のとおり、市民・事業者・市の三者の積極的な連携を望む ・ 家庭ごみに混入している資源物の分別を推進するため、三者協働の取り組みが問われている ・ 市民の協力については、温度差はあるものの限界に近く、市民への呼びかけだけでなく、行政側の努力も必要 	<p>【II 6 (3)】 21 ページ</p>	<p>改定計画では、「実践につながりやすい広報・啓発事業の展開」、「地域課題の解決に向けた取り組みの推進」、「人・組織づくりの推進」、「施策・事業への反映」により、「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策を推進」することとしており、市もこれまで以上に地域に入り、三者の一層の連携と地域の特性に応じた課題の解決を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理基本計画の中に、「戦略的な広報」とあるが、今までの広報は戦略的ではなかったのか。具体的に何を戦略的というのか 	<p>【I 4】 10 ページ</p> <p>【II 6 (3)①】 21 ページ</p> <p>【II 6 (3)①】 を修正</p>	<p>更なる資源循環都市づくりのためには、「今後の課題」に記述しているのとおり、「日常的に行うことができる具体的な行動などについては、より一層の浸透が必要で、気軽に実践できることや、より良い環境づくりにつながることを認識できることが重要」としており、この課題に対応し、これまでの広報・啓発事業の再構築をする必要があると考えております。</p> <p>改定計画では、「戦略的な広報・啓発事業の展開」とは、「市民・事業者の関心や理解を更に深めるため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努めていく」こととしておりますが、いただいたご意見を踏まえ、中間案をより分かりやすい表現に修正します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なるごみ減量・リサイクル推進のためには、市民一人ひとりが参加して改善するという考えが広まらなくてはいけない。そのための広報・啓発を、期間をかけてじっくり行うべき ・ 分別排出について、より一層の周知が必要ではないか ・ 市民と市が一体となったごみ減量・リサイクル推進キャンペーンを実施すべき ・ これからは、公共放送、インターネットの活用など、従来の回覧板などによる周知とは異なる方法で、周知を図る必要がある。そのための費用は、例えばごみ収集車の広告掲示、リフォーム品の販売などで捻出してはどうか 	<p>【II 6 (3)①・③】 21 ページ</p>	<p>改定計画では、市民ひとり一人の関心や理解を更に深めるため、「実践につながりやすい広報・啓発事業を展開」することとし、また、市民・事業者の取り組みが広がるよう、「市民参加型のイベントを開催」することとしており、具体的な施策・事業を今後検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校に対して、ごみ分別等の一層の環境教育をするべき (2件) ・ ごみ減量には子供も含め家族全員が一体となって分別を進める必要がある。特に次世代を担う子供達に分別をさせることは重要ではないか 	<p>【II 6 (3)③】 21 ページ</p>	<p>改定計画では、「小学生・中学生を対象として、3R (リデュース・リユース・リサイクル) のそれぞれの意味や日常生活の中で実践すべき行動などについて、教育機関への講師派遣やごみ処理施設の見学などの手法を充実させるなど、更なる教育・啓</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに、分かりやすく資源循環の概念を周知するべき 		<p>発に努める」こととしております。 いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン仙台推進員やクリーンメイトのなり手を増やし、育成して欲しい ・クリーンメイトともっと話し合いの場を設け、積極的に活用するべき ・日中活動ができる高齢者の力を活用して、ごみ減量・リサイクルを進めるべき ・家庭ごみの組成のうち、生ごみと紙類は横ばいか増加傾向ではないか。クリーン仙台推進員の重点実施項目にそのようなデータを打ち出して欲しい ・秋保地区でクリーン仙台推進員研修会をやっていただけないか 	<p>【Ⅱ 6 (3) ③】 21 ページ</p>	<p>改定計画では、「クリーン仙台推進員など、地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図る」こととしております。 いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会に協力を依頼しながら、審議会に選んでいないというのはどういうことか。今後も町内会で協力することは沢山あるのではないか 	<p>—</p>	<p>仙台市廃棄物対策審議会では、町内会や市民団体などの代表を委員として委嘱し、改定計画などを審議いただいております。</p>

(5) その他の意見 (10 件)

意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方 (案)
・ごみの排出量のデータは、生活ごみと事業ごみに分けて示すべき	【I 3 (4)】 6 ページ	ごみ排出量のデータについては、改定計画の「現行計画の総括」の中で、生活ごみ排出量と事業ごみ排出量を分けて掲載しております。
・現行計画下で実施してきた施策の評価についての記載がない	【I 3】 3～9 ページ	現行計画下で実施してきた施策の評価については、「現行計画の総括」で記述しております。
・市民が本気で取り組む気持ちがあれば、ごみ減量はできると思う	【II 6 (3)①】 21 ページ	改定計画では、「市民・事業者の関心や理解を更に深めるため、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努める」こととしております。
・環境局内にごみに関する相談窓口を設置してはどうか	—	各区毎に環境事業所を設置しており、地域の実状に応じた対応を行っているところですが、今後更に地域との連携を図ってまいります。
・市堆肥化センターで生成した堆肥を町内会等に配布してはどうか	—	堆肥化センターで生成した堆肥については、主に公共事業に活用しているほか、区民まつり等において、市民に無料で配布しております。
・特小袋よりもさらに小さい袋を設定すべき	—	ごみの排出状況などを注視しつつ、当面は現行制度を継続してまいりたいと考えております。
・有料化でごみが減ったという実感がない	—	平成 21 年度の家庭ごみ排出量は、家庭ごみ等有料化導入時に掲げた平成 18 年度と比較して 15%の減量の目標を上回る 18%の減量を達成しておりますが、引き続きごみ減量・リサイクル推進に係る施策に取り組んでまいります。
・4戸以上のアパートには、ごみ集積所の設置を義務付けているようだが、例えば3戸のものを複数作っても義務はないというはずさんな対応である	—	具体的な案件ごとに、実態に応じたごみ集積所の設置指導を引き続き行ってまいります。
・学校では毎年周辺の清掃活動を行っているが、町内会が地域で行う清掃活動と日程を合わせていただかないと効率が悪い。学校に対して要望はしているが実現していない	—	(意見は担当課へ伝達)
・街路樹の剪定について、早急に対応してほしい	—	(意見は担当課へ伝達)